

# 上野原市耐震改修促進計画

令和8年3月

上野原市

# 目 次

## 序章

- 1 計画の背景 1
- 2 本計画の位置づけと他の計画との関係 1
- 3 計画の期間 1

## 第1章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

- 1 想定される地震の規模と被害想定 2
- 2 耐震化の現状 4
- 3 耐震化の目標 8

## 第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

- 1 耐震化に係る基本的な取り組み方針 9
- 2 耐震化の促進を図るための支援策 9
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 12
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進 12
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化 13

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの整備 14
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実 14
- 3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催 14
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 14
- 5 自治会等との連携に関する事項 14
- 6 戸別訪問による耐震化の啓発 15
- 7 県、市町村、建築関係団体による連携 15
- 8 税制の周知・普及 15

## 第4章 耐震改修の促進を図るための指導等

- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等の実施 16
- 2 建築基準法による勧告又は命令等 16

# 序章

## 1 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定され、平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針においては、建築物の耐震化について、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことから、上野原市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を平成20年度から平成27年度までの8年計画として、平成20年10月に策定しました。

その後、平成23年3月の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、戦後最大の人命が失われ、甚大な被害が発生したことや、南海トラフ地震等の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法が改正され、また、国の基本方針が改定されたことから、平成28年3月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においても、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震など大規模地震が発生し、数多くの建築物が倒壊・崩壊しました。特に、旧耐震基準で建築された木造住宅に深刻な構造被害が生じており、住宅・建築物の耐震化の重要性が一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、第1次国土強靱化実施中期計画の策定（令和7年6月）や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改正（令和7年7月）が行われ、切迫性の高い地震への備えとして、住宅・建築物の更なる耐震化が喫緊の課題となっています。

さらに、令和7年7月の国の基本的な方針の改正では、耐震化に関する目標の見直しや、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的事項の追加等が行われ、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等のより一層の促進を図る必要があります。

こうしたことから、本市の耐震改修促進計画を10年間延長するとともに、耐震化率の目標を見直し、引き続き、住宅・建築物の耐震化に努めていきます。

### ○経緯

平成20年10月	平成18年度から平成27年度の10年計画を策定
平成28年 3月	計画を見直し、5年延長の計画として改定
平成31年 3月	ブロック塀等の転倒防止対策を追加するため改定
令和 3年 3月	計画を見直し、5年延長の計画として改定
令和 8年 3月	計画を見直し、10年延長の計画として改定

## 2 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、法第6条第1項に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定したものです。

また、山梨県耐震改修促進計画や上野原市地域防災計画などの計画との整合・連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関して定めたものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、国や県の方針に従い、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じて計画の改定を行います。

## 第1章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

### 1 想定される地震の規模と被害想定

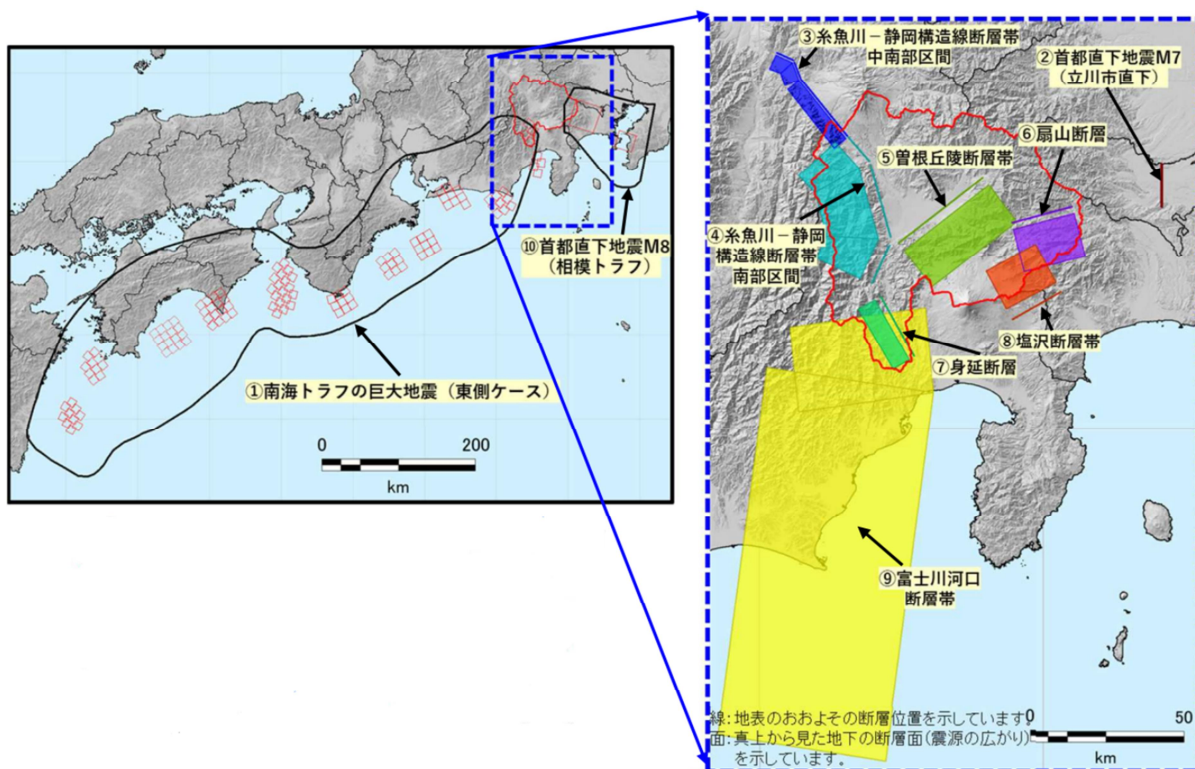
山梨県地域防災計画、山梨県地震被害想定調査報告書(令和5年5月)及び上野原市地域防災計画によると、想定される地震とその被害想定は、次のとおりです。

#### (1) 県に大規模な被害を及ぼす可能性があるとして想定される地震の概要

	想定される地震	想定結果
①	<u>南海トラフの巨大地震(東側ケース)</u> 南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震	震源は遠いものの、県中心部から南部にかけて揺れがきく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
②	<u>首都直下地震(M7クラス立川市直下)</u> 相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震	震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度6強の揺れが想定される。
③	<u>糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間</u> 山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震	震源が位置する県北西部で震度6強から震度7、甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される。
④	<u>糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間</u> 山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震	震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部地域で震度7が想定される。
⑤	<u>曽根丘陵断層帯</u> 甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震	震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される。
⑥	<u>扇山断層</u> 山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震	震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
⑦	<u>身延断層</u> 山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震	震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。
⑧	<u>塩沢断層帯</u> 山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震	震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。
⑨	<u>富士川河口断層帯</u> 山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震	震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。
⑩	<u>【参考】首都直下地震(M8クラス相模トラフ)</u> 相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震 関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため発生確率が低いとされているが山梨県を含め広範囲に影響があるため参考としている。	震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。

## (2) 対象地震の震源分布

想定される地震の震源分布は次のとおりです。



出典：山梨県地震被害想定調査(令和5年5月)簡易版

## (3) 市における被害想定

上野原市地域防災計画では、県が実施したこれらの地震被害想定調査結果のうち、県東部で揺れが大きく被害が想定される地震とその地震における本市の被害想定を抜粋し計画の前提としており、想定される地震による建物被害想定は次のとおりです。

想定される地震	市内の最大震度	建物被害想定(単位:棟) ※揺れ、急傾斜地、火災焼失による		
		全壊	半壊	合計
南海トラフ巨大地震(東側ケース)	5 強	215	623	838
首都直下地震M7(立川市直下)	6 弱	1,950	2,367	4,317
扇山断層	6 強	660	1,226	1,886
【参考】首都直下地震(M8クラス相模トラフ)	7	9,657	4,867	14,524

## 2 耐震化の現状

### (1) 建築時期別の住宅建築状況等

令和5年の住宅・土地統計調査を基に令和7年度末の住宅総数を推計すると、市内の住宅総数は、9,425戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、2,498戸で全体の26.5%を占めています。

#### ○建築時期別住宅数 (単位:戸)

住宅総数	昭和55年以前の住宅	昭和56年以降の住宅
9,425	2,498 (26.5%)	6,927 (73.5%)

※昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された(新耐震基準)ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降とに分ける必要がありますが、根拠としている「住宅・土地統計調査」が年別に集計されているため、便宜上この区分を採用しています。

市内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の83.7%を占めています。また、戸建て住宅の31.2%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は26.1%となっています。

一方、共同建て住宅等においては、昭和55年以前に建築された割合が2.4%となっており、戸建て住宅に比べ昭和56年以降に建築された建築物の割合が高くなっています。また、住宅総数に対する割合は0.4%と低くなっています。

#### ○建方別建築時期別住宅数 (単位:戸)

住宅総数		9,425	昭和55年以前の住宅	昭和56年以降の住宅
戸建て	7,899 (83.7%)		2,461 (31.2%)	5,428 (68.8%)
共同建て	1,536 (16.3%)		37 (2.4%)	1,499 (97.6%)

住宅の構造別に見ると、木造住宅は7,144戸あり、全体の75.8%を占めています。また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が2,338戸あり、住宅全体の24.8%を占めています。

#### ○構造別建築時期別住宅数 (単位:戸)

住宅総数		9,425	昭和55年以前の住宅	昭和56年以降の住宅
木造	7,144 (75.8%)		2,338 (32.7%)	4,806 (67.3%)
非木造	2,287 (24.2%)		160 (7.0%)	2,127 (93.0%)

## (2)住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち、耐震性のある住宅数を加えると8,159戸となり、市内における住宅の耐震化率は、令和7年度末で86.6%と推計されます。

### ○住宅の耐震化の現状

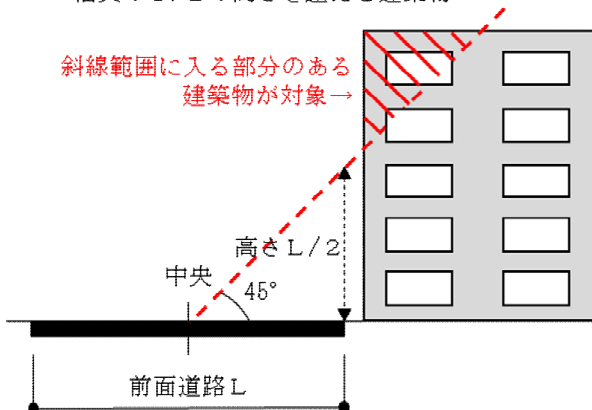
(単位:戸)

住宅 総数 ① (②+⑤)	S55年 以前の 住宅 ②	耐震性 を有す る住宅 ③	耐震性 がない 住宅 ④	S56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性あり の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 R7年度末 推計値 ⑦ (⑥/①)
9,425	2,498	1,232	1,246	6,927	8,159	86.6%

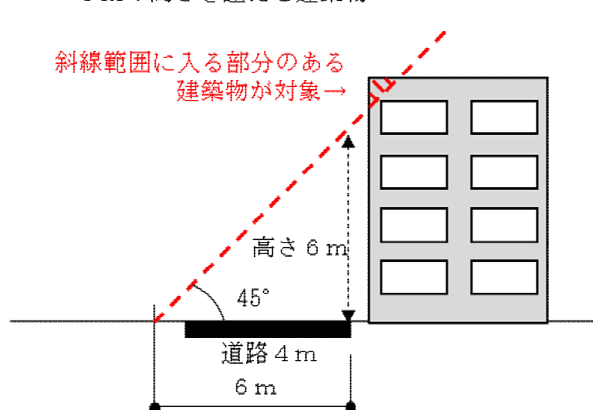
## (3)要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化の現状

指定された重要な避難路に面する沿道建築物のうち、旧耐震基準で建築された建築物で、前面道路幅員の1/2を超える高さのもの(ただし、道路幅員が12m以下の場合は6mを超える高さのもの)を対象としています。

### ① 前面道路の幅員が12mを超える場合 幅員の1/2の高さを超える建築物



### ② 前面道路の幅員が12m以下の場合 6mの高さを超える建築物



これらの対象建築物の所有者は耐震診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられており、所管行政庁は当該報告の内容を公表することとなっています。

市内の要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)については、全ての所有者から耐震診断の結果が報告されており、令和7年度末時点で耐震性が不十分な建築物は10棟となっています。

### ○要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化の現状

(単位:棟)

対象の建築物	耐震性がある建築物	耐震性が不十分な建築物
10	0	10

(4) 特定建築物等※の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物等とは、法第14条第1号で規定する「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物等」で一定規模以上のものをいい、市内には74棟あります。

このうち昭和55年以前に建築された19棟のうち、耐震性のある建築物は15棟となります。

従って、多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率は、令和7年度末で94.6%と推計されます。

○ 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位:棟)

特定建築物等 総数 ① (②+⑤)	S55年以前 の特定建築物等			S56年 以降の 特定建築物等 ⑤	耐震性あり の特定 建築物等 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 R7年度末 推計値 ⑦ (⑥/①)
	耐震性 が有る もの ③	耐震性 がない もの ④				
74	19	15	4	55	70	94.6%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は次表のとおりです。

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

○ 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位:棟)

区分	用途	昭和 55 年	昭和 56 年	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 令和 7 年度末 ⑤ (④/③)	
		以前の 建築物 ①	以降の 建築物 ②				
災害時の 拠点となる 建築物	官公庁舎、警察署、消防署、 幼稚園、小・中学校、高校、 病院、診療所、老人ホーム、 老人福祉施設、体育館等	13	35	48	47	97.9%	
	公共建築物	県	4	1	5	5	100.0%
		市	5	21	26	26	100.0%
	民間建築物	4	13	17	16	94.1%	
不特定多数の者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅 館、映画館、遊技場、美術 館、博物館、銀行等	0	4	4	4	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	-
		市	0	1	1	1	100.0%
	民間建築物	0	3	3	3	100.0%	
特定多数の者が 利用する施設	賃貸住宅(共同住宅に限 る)、寄宿舍、下宿、事務所、 工場等	6	16	22	19	86.4%	
	公共建築物	県	0	1	1	1	100.0%
		市	3	1	4	4	100.0%
	民間建築物	3	14	17	14	82.4%	
計		19	55	74	70	94.6%	
	公共建築物	県	4	2	6	6	100.0%
		市	8	23	31	31	100.0%
	民間建築物	7	30	37	33	89.2%	

### 3 耐震化の目標

住宅・建築物の耐震化の目標設定については、国の基本的な方針を踏まえ、「住宅」及び「要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）」を対象とします。

#### (1) 住宅の耐震化率の目標設定

国の基本方針及び山梨県耐震改修促進計画においては、住宅の耐震化率について令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。

本市では、現状の耐震化率とこれまでの進捗状況を考慮し、令和17年度末における耐震化率の目標を95%とします。

#### (2) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の目標設定

本市では、国及び山梨県の目標を踏まえ、耐震性が不十分な要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）を、早期におおむね解消することを目標とします。

#### (3) 多数の者が利用する特定建築物等について

市有建築物については、令和2年度末時点で全ての耐震化を完了しており、また県有建築物についても既に耐震化が完了していることから、市内公共建築物の耐震化率は100%となっています。

民間建築物の耐震化については、令和7年度末時点で89.2%となります。

これについては、国及び山梨県において目標値が示されていないため、本市としても数値的な目標設定は行いませんが、引き続き耐震性が不十分な建築物の耐震化が図れるよう努めることとします。

## 第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

### 1 耐震化に係る基本的な取り組み方針

災害に強いまちづくりのためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題としてとらえ、建築士等専門家の意見を聞きながら耐震化に取り組むことが不可欠であります。

本市と山梨県は、耐震改修促進計画の策定以外にも、住宅・建築物の耐震化を図るため、補助制度を始めとした、様々な施策を行い、所有者などの取り組みを支援してきましたが、耐震化を促進するため、支援を継続していきます。

住宅・建築物の所有者、本市、山梨県、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

※詳細は、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる。

	所有者	県	市町村	建築関係 団体	技術者 建築専門
耐震診断・耐震改修の実施	●				
耐震改修促進計画の策定		●	●		
耐震化緊急促進アクションプログラムの策定※			●		
公共建築物の耐震化		●	●		
耐震化に関する知識の普及・啓発		●	●	●	
耐震化への補助		●	●		
所有者等への適切なアドバイス		●	●	●	●
技術者の養成		●	●	●	

※交付金を活用するための要件となっている計画

### 2 耐震化の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性についての普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の補助制度等を活用しながら、耐震化を促進します。

#### (1) 住宅に関する支援策

本市が実施する支援事業の概要は、次のとおりです。

#### ○木造住宅耐震診断支援事業

事業内容	住宅の耐震診断に対する補助
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(他条件あり)
事業主体	市(住宅所有者の申請による)
補助率(額)	全額市負担
事業期間	令和17年度まで
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり

○木造住宅耐震改修等支援事業

事業内容	住宅の耐震改修等に対する補助
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(他条件あり)
補助対象	耐震改修工事に関する設計及び耐震改修工事費 建替工事に関する設計及び建替え工事費
事業主体	個人(住宅所有者)
補助率(額)	工事費(143.75万円を限度)
事業期間	令和8年度まで
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり

○耐震シェルター設置支援事業

事業内容	住宅の耐震シェルター設置に対する補助
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(他条件あり)
事業主体	個人(住宅所有者)
補助率(額)	耐震シェルター(ベッド型含む)設置工事費(36万円を限度)
事業期間	令和8年度まで
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり

(2) 建築物に関する支援策の概要

本市は、要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)について、県と連携しながら耐震化を促進します。

○災害時避難路通行確保対策事業

(ア) 耐震改修に関わる設計又は建替えに関わる設計

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に関わる設計又は建替えに関わる設計に対する補助	
対象建築物	要安全確認計画記載建築物(法第7条)	
事業主体	個人(建物所有者)	
補助率(額)	耐震改修設計	耐震改修設計に要した費用の5/6以内 ただし、補助対象費用は、要綱で定める限度額以内(床面積に応じて算出)
	建替え設計	建替え設計に要した費用の5/6以内 ただし、補助対象費用は、要綱で定める限度額以内(耐震改修に要する費用相当分を建築工事とした上で補助金の算出方法に準じて算出)
事業期間	令和17年度まで	
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり	

(イ)耐震改修工事、建替え工事又は除却工事

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修工事、建替え工事又は除却工事に対する補助	
対象建築物	要安全確認計画記載建築物(法第7条)	
事業主体	個人(建物所有者)	
補助率(額)	耐震改修設計	耐震改修工事に要した費用の11/15以内 ただし、補助対象費用は、要綱で定める限度額以内(用途・構造・床面積に応じて算出)
	建替え設計	建替え工事又は除却工事に要した費用の11/15以内 ただし、補助対象費用は、要綱で定める限度額以内(従前の建築物の耐震改修工事に相当する費用と見積価格を比較して安価な額)
事業期間	令和17年度まで	
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり	

(3)ブロック塀等に関する支援策の概要

本市が実施するブロック塀等安全確保対策支援事業の概要は、次のとおりです。

○ブロック塀等安全確保対策支援事業

事業内容	地震発生時においてブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止するため、ブロック塀等の耐震改修工事に対する補助	
補助対象	市内に存するブロック塀等の耐震改修工事費(他条件あり) ※対象となる避難路、通学路その他補助制度の執行上必要な事項としては別紙のとおりとする。	
事業主体	所有者及び管理者	
補助率(額)	重要路線	補助対象経費又は、ブロック塀等の延長1mにつき25,000円を乗じた額のうち、いずれか少ない額のに2/3以内かつ30万円を限度
	一般路線	補助対象経費又は、ブロック塀等の延長1mにつき25,000円を乗じた額のうち、いずれか少ない額のに2/3以内かつ20万円を限度
事業期間	令和17年度まで	
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり	

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### (1) 専門技術者紹介体制の整備

広報やホームページへの掲載により、市内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。

このため、一般社団法人山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士等の情報について、情報提供の方法を検討していきます。

#### (2) 市民向け情報の提供等

広報やホームページへの掲載により、耐震診断や耐震改修などに関する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、山梨県(建築住宅課及び各建設事務所)や関係団体(一般社団法人山梨県建築士会)の無料相談窓口を紹介することとします。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

#### (1) 地震発生前の対策

##### ① ブロック塀等の転倒防止対策

大規模地震発生時には、ブロック塀等が倒壊し、避難や救助活動の妨げとなるばかりでなく、場合によっては、死傷者が発生するなどの危険性が指摘されています。

こうしたことから、ブロック塀等の倒壊の危険性を市民や建物所有者に周知するため、正しい施工方法や補強方法などについて、パンフレット等により普及・啓発を行うとともに、本市の助成金交付制度等の活用等により改修工事がなされるよう引き続き働きかけます。

##### ② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになる場合があるため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

##### ③ 耐震シェルター・防災ベッドの設置

住宅の規模や構造、所有者の生活状況等によっては、建物の耐震改修を実施することが困難な場合があります。そのような状況においては、建物が倒壊した際でも安全な空間を確保できる耐震シェルターや、就寝時の被害を軽減する防災ベッドは、比較的容易に設置可能であり、居住者の生命を守るために有効な地震対策となります。

このため、耐震シェルターや防災ベッドの設置を普及啓発するとともに、これらの設置に対して補助を行う等の支援を実施します。

## (2)地震発生後の対応

大規模地震等により住宅・建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命を守るため被災建築物応急危険度判定制度に基づき、速やかに判定支援本部、判定実施本部を設置し、山梨県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

迅速で着実な判定作業を実施するため、今後も建築士を対象に応急危険度判定士の養成に努めます。

## 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

緊急車両の通行や住民の避難路を確保するため、本市が指定した避難路に敷地が面しており、地震により倒壊した場合に道路を閉塞する恐れのある建築物(診断義務化対象建築物)について、国及び県と連携しながら耐震化を促進します。

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「上野原市地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路が位置づけられています。

そこで、地震による建築物の倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を、次のとおり指定します。

### ○耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路

道路種別	路線名	起終点
高速道路	中央自動車道(富士吉田線)	市内全線
一般国道	国道20号	市内全線
主要地方道	上野原丹波山線	市内全線
	上野原あきる野線	国道20号交点から上野原丹波山線交点まで
	四日市場上野原線	市内全線

## 第3章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

住宅・建築物の耐震化を促進するため、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

### 1 地震ハザードマップの整備

本市では、山梨県からの情報提供に基づき、必要に応じ震度分布図などの地震ハザードマップの整備に努めます。

住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題又は地域の問題として意識するためには、住民にとって身近な情報として感じられるよう、想定される地震の揺れやすさ(震度)の程度を示す地震ハザードマップの策定が有効です。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市では、山梨県や(一社)山梨県建築士会及び(一社)山梨県建築士事務所協会等と連携を図り、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。

また、山梨県と協力のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めます。

### 3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

本市では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、補助制度のパンフレットや耐震改修工事の実例集などを作成し、相談窓口や戸別訪問時において配布します。

また、耐震化の促進に必要な情報をホームページへの掲載やチラシの配布、研修会等の開催を通じて、市民にわかりやすく提供します。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは、費用面などで合理的であることから、耐震改修工事の事例集を作成し、配布します。

また、本市、山梨県及び(一社)山梨県建築士会にリフォームに関する相談窓口を設置し、耐震改修等に関する情報提供を行います。

### 5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、本市では、山梨県、各自治会と連携して、地域ぐるみの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施します。

今後も、山梨県と役割分担のもとに、地域の自治会や自主防災組織等と協力し、引き続き耐震化の促進を図ります。

## 6 戸別訪問による耐震化の啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・耐震改修工事を推進するため本市は山梨県、自治会、建築士等と連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心に戸別訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の案内を実施します。

要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)に対しても、本市を主体として、山梨県や建築士と連携し、法制度の説明や耐震診断・耐震改修工事を推進するため、戸別訪問を実施します。

## 7 県、市町村、建築関係団体による連携

県内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、山梨県、市町村、建築関係団体は「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」を開催し、関係者のスキルアップを図るための研修会や建築物の耐震化の促進に関する情報共有を行うとともに、施策や補助制度等の充実に向けて連携して取り組みます。

### 【構成メンバー】

(一社)山梨県建築士会  
(一社)山梨県建築士事務所協会  
(一社)山梨県建築設計協会  
(一社)山梨県建設業協会  
山梨県建設組合連合会  
(一社)山梨県木造住宅協会  
山梨県及び27市町村

## 8 税制の周知・普及

本市は、「耐震改修促進税制」等の優遇税制の広報・周知を行うことにより耐震化を促進します。

## 第4章 耐震改修の促進を図るための指導等

### 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等の実施

本市は山梨県と連携し、耐震診断及び耐震改修を的確に実施することが必要と認められる、建築物の所有者に対して、法に基づく指導・助言、指示、公表等を実施できるよう協力します。

### 2 建築基準法による勧告又は命令等

法第12条第3項及び法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、所有者等が耐震改修等を実施しない建築物のうち、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険である認められるものについて、本市は、特定行政庁と連携し、建築基準法に基づく勧告又は命令を実施できるよう協力します。